

議案第 9 号

京田辺市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について

京田辺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、京田辺市こども計画の策定に伴い、子ども・子育て会議の設置に係る根拠規定及び所掌事項の整理を行うとともに、委員の人数の見直しを行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市子ども・子育て会議設置条例（平成25年京田辺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども・子育て支援法」を「こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定及び子ども・子育て支援法」に改める。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画に関すること。
- (2) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。

第2条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第3条第1項中「18人」を「20人」に改め、同条第2項中「、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 京田辺市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(設置) 第1条 <u>こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育てに関する施策等を調査審議するため、子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</u>	(設置) 第1条 <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育てに関する施策等を調査審議するため、子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</u>	設置に係る根拠規定の整理
(所掌事項) 第2条 会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 <u>(1) 基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画に関すること。</u> <u>(2) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。</u>	(所掌事項) 第2条 会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 <u>(1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</u> <u>(2) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。</u> <u>(3) 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。</u> <u>(4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</u> <u>(5) (略)</u>	所掌事項の整理
(組織) 第3条 会議は、委員 <u>20人</u> 以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 <u>(1)～(5) (略)</u> 3 (略)	(組織) 第3条 会議は、委員 <u>18人</u> 以内をもって組織する。 2 委員は、 <u>法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援</u> に関し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 <u>(1)～(5) (略)</u> 3 (略)	号の繰上げ 委員の人数の見直し及び字句の整理